

経 済 産 業 省

20220408貿局第1号
輸出注意事項2022第14号
輸入注意事項2022第6号
経済産業省貿易経済協力局

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出
注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を改正する規程
を次のとおり制定する。

令和4年4月12日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部改正について

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出
注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を別紙の新旧対
照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月19日から施行する。
- 2 この規程の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入
については、施行の日から起算して3月を経過した日までは、なお従前の例による。

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）

改 正 後	現 行
1. 包括承認の種類及び対象 (1) (略) (2) 包括承認の対象 ① (略) ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の(2)並びに8の(3)及び(4)に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域がワシントン条約の締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア、<u>シリア若しくはロシア</u>を原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項、<u>シリアの項又はロシアの項</u>に掲げるもの ロ・ハ (略) (以下略)	1. 包括承認の種類及び対象 (1) (略) (2) 包括承認の対象 ① (略) ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の(2)並びに8の(3)及び(4)に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域がワシントン条約の締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア<u>若しくはシリア</u>を原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項<u>又はシリアの項</u>に掲げるもの ロ・ハ (略) (以下略)